

## 川崎市宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 区長は、宮前区における地域包括ケアシステム及び宮前区地域福祉計画（以下「地域包括ケアシステム等」という。）の推進に関し、次に掲げる事項について、ネットワーク会議委員の意見を求める。

- (1) 地域包括ケアシステム等の取組方法、体制づくりに関すること。
- (2) 地域包括ケアシステム等の区民への広報及び市民意見集約等に関すること。
- (3) 宮前区地域福祉計画の策定に関すること。
- (4) 宮前区地域福祉計画の評価システムの検討及び推進に関すること。
- (5) 宮前区社会福祉協議会地域福祉活動計画との連携に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 ネットワーク会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉・子ども関係団体の代表
- (3) 市民団体の代表
- (4) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
- (5) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
- (6) その他区長が特に認めた者

2 ネットワーク会議に、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、ネットワーク会議に、生活支援を行う地域の活動単位ごとの協議体からの代表者をネットワーク会議委員として参加させることができる。

(会議の運営)

第4条 ネットワーク会議は、委員相互の協力により運営することを基本とする。

2 ネットワーク会議に座長を置き、委員のうちから、委員の互選により選出する。

3 ネットワーク会議において、第2条の規定による目的を達成するため検討する事項は、委員相互の意見を尊重し、座長がこれを調整する。

4 前3項に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、座長がネットワーク会議に諮って定める。

(開催期間)

第5条 ネットワーク会議の開催期間は、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、宮前区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(宮前区保健福祉のまちづくり推進会議設置要綱の廃止)

2 宮前区保健福祉のまちづくり推進会議設置要綱（17川宮地保第64号区長専決）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定中第6号を削り、第7号を第6号とする部分は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。